

第 1 8 期

# 議会改革検討委員会 報告書

平成 2 8 年 1 0 月

墨 田 区 議 会  
議会改革検討委員会

## 報告にあたって

「墨田区議会議会改革検討委員会」は、区民に対してより開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るための具体的な方策を検討することを目的とし、第17期の平成25年3月に設置され、およそ2年に渡って活発な検討を重ねました。平成27年3月には、その検討結果を明らかにするとともに、次期の検討に活かすことを目的として報告書を取りまとめたところです。

今期、第18期では、その報告内容を踏まえ、更なる議会改革を推し進めるため、平成27年12月に改めて「墨田区議会議会改革検討委員会」を設置しました。そして、その検討に先立ち、本委員会の位置付け及び運営方法をより明確にするとともに、議論の内容を広く区民等に知ってもらうため、本委員会の目的やホームページによる議事録の公開等を規定した「墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱」を制定しました。

また、本委員会では、区議会の最高規範となる「議会基本条例」の制定を目指し、その議論の場となる「(仮称)議会改革特別委員会」の設置を見据えて各課題の検討を進めてきたことが最大の特徴でもあります。具体的には、前期から引き継がれた検討課題を中心に、「早期に結論を出すもの」と「長期的に検討して結論を出すもの」とに区分したうえで、早期に結論を出す課題については可能な限り、その具現化を図るとともに、長期的に検討して結論を出す課題については、主に「今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で、併せて検討していくべき課題か否か」といった視点で検討してきました。

本報告書では、これまで約1年間、10回に及ぶ本委員会での検討結果を明らかにするとともに、(仮称)議会改革特別委員会において引き続き検討を要する課題を整理しています。本報告書が、(仮称)議会改革特別委員会設置の契機となり、議会基本条例の制定に向けて本格的な議論が始まり、より一層区民の負託に応える礎となることを祈念いたします。

平成28年10月21日

墨田区議会議会改革検討委員会

座長 沖山 仁

## 目 次

1	議会改革検討委員会について	1
	墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱	3
	第18期 議会改革検討委員会委員名簿	5
	体系図	6
	検討スケジュール	7
	協議経過	11
2	検討結果	13
	第18期 議会改革検討委員会検討結果一覧	14
	【早期に結論を出す課題】	
	早期課題1：委員会における傍聴議員の写真撮影場所	15
	早期課題2：常任委員会の映像配信	16
	早期課題3：議会映像配信	17
	早期課題4：委員会における一般傍聴席のあり方	18
	早期課題5：「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用 弁償条例」の改正	21
	早期課題6：タブレット端末の配布（ペーパーレス化）	24
	【長期的に検討して結論を出す課題】	
	長期課題1：区議会ホームページの充実	25
	長期課題2：議会報告会の実施	26
	長期課題3：議会モニター制度	27
	長期課題4：議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関と しての機能強化	28
	長期課題5：議会図書室のあり方	29
	長期課題6：（仮称）議会基本条例の制定	30
	長期課題7：（仮称）議会改革特別委員会の設置	31
	【その他の課題】	
	その他課題1：効果的で効率的な議会運営	32
	その他課題2：その他の課題	33

# 1 議会改革検討委員会について

#### ( 1 ) 設置経緯

第 1 7 期墨田区議会では、区民に対してより開かれた区議会の実現と議会活動の一層の活性化を図るため、平成 2 5 年 3 月に「議会改革検討委員会」を立ち上げ、およそ 2 年間にわたって様々な課題に取り組み、「区民アンケートの実施」や「陳情者からの意見聴取」など、一定の成果を得ることができた。

しかしながら、結論を得ることができず、引き続き検討を要する課題として、第 1 8 期に申し送られた事項もあることから、引き続き検討を要する課題等について、各派交渉会で協議した結果、今期においても議会改革検討委員会を設置し、各会派から委員を選出して具体的な検討を進めることとなった。

#### ( 2 ) 設置目的等

別紙 1 「墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱」のとおり

#### ( 3 ) 委員構成

別紙 2 「第 1 8 期 墨田区議会議会改革検討委員会委員名簿」のとおり

#### ( 4 ) 検討項目

別紙 3 「体系図」のとおり

#### ( 5 ) 検討スケジュール

別紙 4 「検討スケジュール」( 墨田区議会改革ロードマップ、 議会改革検討委員会年間計画表、 今後のスケジュール ) のとおり

今期の検討スケジュールについては、議会基本条例の制定を見据えた「墨田区議会改革ロードマップ」が公明党から示されるとともに、本ロードマップの議会改革検討委員会の検討・随時報告期間のうち平成 2 8 年 4 月から 7 月までの具体的な検討スケジュールとして「議会改革検討委員会 年間計画表」が自民党から示されて、それぞれ案のとおり決定した。

なお、本ロードマップでは、第 3 回定例会から議会基本条例制定のための特別委員会を設置すると計画されているが、第 8 回( 7 月 1 5 日開会 ) までの協議状況を踏まえて時期の変更が必要となったことから、「今後のスケジュール」のとおり、第 9 回以降のスケジュールを見直している。

#### ( 6 ) 協議経過

別紙 5 「協議経過」のとおり

墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に  
関する要綱平成 28 年 2 月 10 日  
27 墨議第 981 号

## (設置)

第 1 条 区民に対してより開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るための具体的な方策を検討するため、墨田区議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第 2 条 検討委員会は、議長の求めに応じて、議会改革に関する事項を協議し、その結果を議長に報告する。

2 議長は、検討委員会からの報告について、各派交渉会に諮り実施するものとする。

## (構成)

第 3 条 検討委員会は、会派から選出された議員及び会派に所属しない議員をもって構成する。

2 会派から選出する委員の割当数は、所属議員 3 人につき 1 人とする。ただし、小数点以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 議長及び副議長は、オブザーバーとして出席する。

## (座長及び副座長)

第 4 条 検討委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の中から互選する。

3 座長は、検討委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を行う。

5 座長及び副座長にともに事故があるときは、年長の委員が座長の職務を行う。

## (座長及び副座長がともないときの互選)

第 5 条 座長及び副座長がともないときは、議長が検討委員会の招集日時及び場所を定めて、座長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、議長が行う。

( 招 集 )

第 6 条 検討委員会は、座長が招集する。

( 定 足 数 )

第 7 条 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ座長の許可を得て、代理の者(当該委員と同じ会派の所属議員に限る。)を出席させることができる。

( 表 決 )

第 8 条 検討委員会の議事は、全会一致を原則とする。ただし、座長がやむを得ない事情があると認める場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

2 前項の場合においては、座長は、委員として採決に加わることができない。

( 意 見 の 聴 取 )

第 9 条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

( 委 員 外 議 員 の 傍 聴 )

第 10 条 検討委員会は、委員以外の議員が傍聴をすることができる。

( 会 議 の 記 録 )

第 11 条 座長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、区議会ホームページ等に掲載し、情報提供する。

( 補 則 )

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等について必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 10 日から適用する。

## 第 18 期 墨田区議会議会改革検討委員会委員名簿 ( 13 人 )

	会 派 等	委 員 氏 名	備 考
委員	自 民 党	佐 藤 篤	
		加 藤 拓	
		中 沢 えみり	
		沖 山 仁	座長
	公 明 党	と も 宣 子	
		加 納 進	副座長
	共 産 党	は ら つとむ	
		高 柳 東 彦	
	す み だ の 絆	西 村 孝 幸	
	民 進 党	堀 よしあき	平成28年3月31日まで 「民主党」
墨田オンブズマン	大 瀬 康 介		
新しいすみだ	井 上 ノエミ		
民進党墨田の会	渋 田 ちしゅう	平成28年3月27日まで 「維新の党」	
オブ ザーバー	議 長	樋 口 敏 郎	平成27年12月2日 ～平成28年5月25日
		坂 下 修	平成28年5月25日～
	副 議 長	福 田 はるみ	平成27年12月2日 ～平成28年5月25日
		じんの 博 義	平成28年5月25日～

# 体系図

【○】早期に結論を出すもの  
 【□】長期的に検討して結論を出すもの

【方向性】

【課題】

【具体的施策】

9



■は、既に前期の検討で結論を得た課題である。

## 検討スケジュール

# 墨田区議会改革ロードマップ

**目的**

区議会の『見える化』  
 区民への説明責任  
 審議・監視能力の向上  
 政策立案能力の向上

⇔ **議会基本条例の検討**

**検討期間**  
 平成27年12月～

**検討組織**  
 議会改革検討委員会 / (特別委員会)

8

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
検討委員会	検討・随時報告							全員協議会																	
議会基本条例																									
専門的知見の活用																									
行政視察・研修																									

議会基本条例検討

全員協議会

素案作成・公表

パブリックコメント

区民との意見交換会

議会基本条例案策定

シンポジウム等

議会基本条例施行

江藤俊明先生、廣瀬克哉先生、牧瀬稔先生等 講演・意見交換

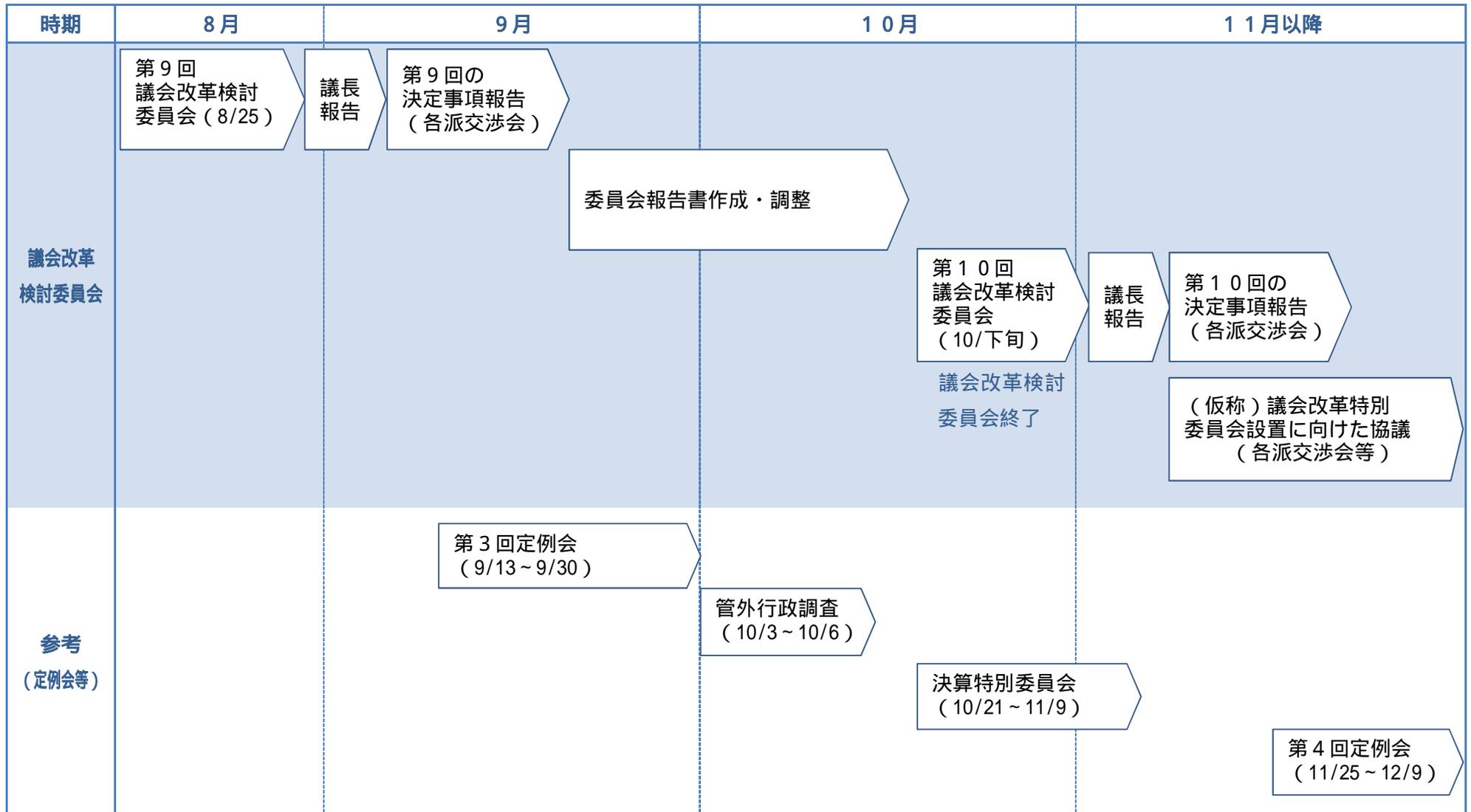
# 議会改革検討委員会 年間計画表（自民党案）

< 基本的方針 >

- ・「早期に結論を出すもの」の課題について優先して取り上げ、結論を得る。
- ・その後は体系図に従って「議会基本条例」の制定に盛り込むべき事項か否かを仕分けする。
- ・2回を1タームとして、議題の提示及び討議を行う。

回	月	課題	具体的施策	前回報告書に掲載されている課題	その他関連する課題
1	4月	・年間計画表の策定	・年間計画表の策定		
		・「早期に結論を出すもの」の課題	・「常任委員会の映像配信」 ・「議会映像配信」 ・「委員会における一般傍聴のあり方」 ・「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の改正」 ・「タブレット端末の配布（ペーパーレス化）」	・本会議へのPC等の持込み及び委員会委員のPC等の持込み	
		・1-(1)区民への情報発信	・「区議会ホームページの充実」 ・「議会報告会の実施」	・本会議の休日・夜間開会 ・本会議質問の一問一答方式の導入(対面式演壇の設置等) ・首長等の反問権の付与	・政務活動費使途報告書のネット公開及び使途基準の再検討 ・セキュリティ・ポリシーの策定
		・1-(2)区民ニーズの把握	・「議会モニター制度」	・各種団体との意見交換 ・公聴会・参考人制度の活用 ・タウンミーティング ・出前議会	
2	5月	・4月課題についての結果報告	・4月課題についての結果報告		
		・2-(1)議決機関としての機能強化	・「議会の審査・調査機能の充実・強化」	・議決事件の拡大 ・予算・決算審査方法の見直し(常任委員会化等) ・会期の見直し(通年議会の検討) ・政策・議案立案機能の強化(事務局法制部門等の強化) ・議員相互間の自由討議の拡大、議員間討議の仕組みづくり	・委員会提案条例
		・2-(2)監視機関としての機能強化	・「監視機関としての機能強化」	・文書質問制度の採用(国における質問主意書)	
		・2-(3)政策立案機関としての機能強化	・「議会図書室のあり方」	・専門的知見の活用(附属機関の設置)	
3	6月	・5月課題についての結果報告	・5月課題についての結果報告		
		・2-(4)効果的で効率的な議会運営	・効果的で効率的な議会運営	・政策形成過程に関する資料提出、説明の義務化	・提案理由説明の簡略化 ・全員協議会の常設化
		・その他の課題	・その他の課題	・議会棟の管理(議場のバリアフリー化、議員控室の配置基準・フレキシブル化、受動喫煙防止対策) ・法に基づく会議体の設置(正副常任委員長会、広報委員会等)	・議員政治倫理条例の制定 ・議長選挙等の実施 ・議員報酬
4	7月	・6月課題についての結果報告	・6月課題についての結果報告		
		・総括討議	・「議会基本条例の制定」 ・議会基本条例制定のための「(仮称)議会改革検討特別委員会」の設置		

## 今後のスケジュール



議会改革検討委員会 協議経過

	開会日	主 な 協 議 事 項
第1回	平成27年 12月2日	・座長及び副座長の選任 ・前期(第17期)における検討結果、今期(第18期)における設置経緯、検討事項及び検討の進め方について
第2回	平成28年 1月14日	・墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱(案)について ・検討委員会における検討事項について
第3回	2月15日	・今後の会議の進め方について ・委員会における傍聴議員の写真撮影場所
第4回	3月25日	・本委員会における検討項目の「体系図(案)」について ・区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例について(1回目) ・区議会ツイッター・フェイスブックの開設状況(23区)について ・インターネットによる映像配信状況(23区)について
第5回	4月20日	○今後の検討スケジュールについて ○具体的施策「早期に結論を出すもの」について ・「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正(2回目) ・常任委員会の映像配信(1回目) ・議会映像配信(1回目) ・委員会における一般傍聴席のあり方(1回目) ・タブレット端末の配布(ペーパーレス化)(1回目) ○具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について ・区議会ホームページの充実(1回目) ・議会報告会の実施(1回目) ・議会モニター制度(1回目)
第6回	5月17日	○具体的施策「早期に結論を出すもの」について ・常任委員会の映像配信(2回目) ・議会映像配信(2回目) ・委員会における一般傍聴席のあり方(2回目) ・「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正(2回目) ・タブレット端末の配布(ペーパーレス化)(2回目) ○具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について ・区議会ホームページの充実(2回目) ・議会報告会の実施(2回目) ・議会モニター制度(2回目) ・議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化(1回目) ・議会図書室のあり方(1回目)
第7回	6月10日	○具体的施策「早期に結論を出すもの」について ・タブレット端末の配布(ペーパーレス化)(3回目) ○具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について ・議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化(2回目) ・議会図書室のあり方(2回目) ・効果的で効率的な議会運営(1回目) ・その他の課題(1回目)
第8回	7月15日	○具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について ・効果的で効率的な議会運営(2回目) ・その他の課題(2回目) ・議会基本条例の制定(1回目) ・議会基本条例制定のための「(仮称)議会改革特別委員会」の設置(1回目)
第9回	8月25日	○具体的施策「長期的に検討して結論を出すもの」について ・議会基本条例制定のための「(仮称)議会改革特別委員会」の設置(2回目) ○今後のスケジュール(案)について
第10回	10月21日	・議会改革検討委員会報告書(案)について

## 2 検討結果

本委員会で協議した結果、これまでに結論をまとめて議長に報告した課題は、次のとおりである。

なお、検討課題のうち、長期的に検討して結論を出す課題については、主に「今後、議会基本条例の制定に向けて特別委員会を設置し議論していく中で、併せて検討していくべき課題か否か」といった視点で検討し、その結論を出している。

また、本報告書は、本委員会としての検討結果を議長に報告するものであるが、実施済みの課題については、参考までに、議長に報告した後の実施状況についても記載した。

### 【早期に結論を出す課題】

- 早期課題 1：委員会における傍聴議員の写真撮影場所
- 早期課題 2：常任委員会の映像配信
- 早期課題 3：議会映像配信
- 早期課題 4：委員会における一般傍聴席のあり方
- 早期課題 5：「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正
- 早期課題 6：タブレット端末の配布（ペーパーレス化）

### 【長期的に検討して結論を出す課題】

- 長期課題 1：区議会ホームページの充実
- 長期課題 2：議会報告会の実施
- 長期課題 3：議会モニター制度
- 長期課題 4：議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化
- 長期課題 5：議会図書室のあり方
- 長期課題 6：（仮称）議会基本条例の制定
- 長期課題 7：（仮称）議会改革特別委員会の設置

### 【その他の課題】

- その他課題 1：効果的で効率的な議会運営
- その他課題 2：その他の課題

## 第 1 8 期 議会改革検討委員会検討結果一覧

### 早期に結論を出す課題

検討課題		検討結果		
		実施済み	特別委員会で検討	その他
1	委員会における傍聴議員の写真撮影場所			
2	常任委員会の映像配信			
3	議会映像配信			(現時点でユーストリームの活用は不必要)
4	委員会における一般傍聴席のあり方			
5	「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正			
6	タブレット端末の配布(ペーパーレス化)	(通知の一部をメールで発送)		○ (全議員へのタブレット端末配布は見送り)

### 長期的に検討して結論を出す課題

検討課題		検討結果		
		実施済み	特別委員会で検討	その他
1	区議会ホームページの充実			○ (広報委員会で適宜検討)
2	議会報告会の実施			
3	議会モニター制度			
4	議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化			
5	議会図書室のあり方			
6	(仮称)議会基本条例の制定			
7	(仮称)議会改革特別委員会の設置			○ (運営協議会方式を採用)

### その他の課題

検討課題		検討結果		
		実施済み	特別委員会で検討	その他
1	効果的で効率的な議会運営			
2	その他の課題			(各派交渉会等で検討)

## 早期課題 1

### 委員会における傍聴議員の写真撮影場所

#### 1 趣旨

区民への情報発信をより充実するため、委員会における傍聴議員の写真撮影場所について、従前、一般傍聴席に限っていたものを議員傍聴席まで拡大する。

#### 2 実施方法

##### (1) 撮影場所

一般傍聴席及び議員傍聴席とする。

##### (2) 撮影方法

傍聴人等の傍聴及び委員会の審査に支障にならない方法で、移動し、撮影する。

##### (3) 撮影の届出

委員会開会前に、委員長に届け出なければならない。

#### 3 実施時期

平成 28 年第 1 回定例会から実施する。

#### (参考) 実施状況

平成 28 年第 1 回定例会から、上記 2 のとおり、実施している。

## 常任委員会の映像配信

### 1 検討趣旨

開かれた区議会とするため、区民への情報発信拡大の一環として、現在実施している本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会の映像配信に加えて、常任委員会の映像配信も実施する。

### 2 検討結果

現行の映像配信システムを改修して実施する。実施時期については、必要な予算措置を講じたうえで、可能な限り早く対応する。

なお、第1委員会室及び第2委員会室のどちらで実施した場合でも、年間約30万円の経費が必要となる。

#### 【主な意見】

- ・ 区長提出議案に対する質疑は、ほとんどが常任委員会で行われている状況なので、常任委員会をインターネットでも見られるようにするべきである。
- ・ 開かれた区議会とするためには、常任委員会の映像配信もできる限り早く実施するべきである。
- ・ 平成28年度当初予算には、本件に係る経費は未計上であるため、予算措置が必要である。予算措置を精査して対応可能な時期とすると、第2回定例会又は第3回定例会からの実施になる。

#### (参考) 実施状況

平成28年第3回定例会の常任委員会(企画総務委員会、区民文教委員会、産業都市委員会及び福祉保健委員会)から実施している。

常任委員会の映像配信に当たって、以下の点を確認した。

常任委員会は、従来どおり、「第1委員会室」で開会する。

委員会室外の活動が主となる「区内視察」及び各委員会室等で同時開会される「正副委員長互選」については、配信対象から除く。

取消した発言の取扱いについて、ライブ中継では、そのまま配信されるが、録画中継においては、当該発言部分の音声をカットし配信する。

## 議会映像配信

### 1 検討趣旨

開かれた区議会とするため、区民への情報発信拡大の一環として、ユーストリーム等を活用し、議会の映像配信を実施する。

### 2 検討結果

本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会に加え、常任委員会も現行のシステムを活用して映像配信を実施することになれば、現時点でユーストリームを活用する必要はない。

なお、今後、議会改革の一環として、出先施設等でさまざまな議会活動を実施する場合、その映像をどうするかという問題があるため、ユーストリーム等の活用方法は、引き続き調査研究を行う。

#### 【主な意見】

(他区等の実施状況に関する意見)

- ・ 大田区などではユーチューブを導入しているが、再生回数等もそれ程多くないと聞いている。ゼロ予算であれば実施することもやぶさかではないと思うが、ユーチューブ等は、映像を改ざんできてしまうこともあり、慎重に検討していく課題である。
- ・ ユーストリームを実施している他区の映像を見ると、音声と映像については比較的きれいであるので、出先施設等で議会活動する場合は、ユーストリームの活用を検討してもいいのではないかと。

(ユーストリーム、ユーチューブの活用の考え方に関する意見)

- ・ ユーストリームの映像配信は、費用を第一に考えるとやった方がいいと思う。ユーストリームは、ウェブカメラとパソコン、マイクがあれば映像配信できる。また、ユーチューブに画像をアップしておけば、いつでも映像を見ることができ、区民にとっても議会がより身近に感じられると思う。

(広告に関する意見)

- ・ ユーチューブ等は、広告が入ってしまうので、やはり広告の入らない媒体でやる必要がある。理由としては、例えば、議員の映像が広告で邪魔されてしまうおそれがあり、そうすると公平性が保てないのではないかと。また、不適切な広告が出てしまったりする可能性もあるので、その辺は配慮すべきである。

## 委員会における一般傍聴席のあり方

### 1 検討趣旨

開かれた区議会とするため、区民への情報発信拡大の一環として、委員会における一般傍聴席の配置を見直し、委員会の議論をより聞きやすく、より身近に傍聴できるようにする。

### 2 検討結果

(1) 委員会室における議員傍聴席を一例削減し、一般傍聴席の範囲を拡大する。

なお、これまで企画総務委員会以外の各委員会で議員傍聴席に着席している課長(3人)については、議員傍聴席の削減に伴い、通常の理事者席への移動を理事者側と協議する。

(2) 「音声聞き取りづらい」と申し出があった場合には、今年度に設置した「磁気ループシステム」( )を活用し、受信器の貸出し等により対応する。

#### 【主な意見】

- ・ 現在の一般傍聴席の配置では、やはり奥が聞き取りづらいと理解している。
- ・ 委員会室の一番後ろ、本当に端に置かれているような現状で映像も見づらい、音も聞きづらいというのは、かなり不満と聞いているので、そこを幾らかでも改善できるような配置にできればいい。
- ・ コストをかけて大きなレイアウト変更をするということではなく、今やれる中でレイアウト変更等をしながら、より傍聴者が見やすい環境、聞きやすい環境にできるよう改善を図るのがよいのではないかと。
- ・ より発言者の席に近付け、臨場感のある場所に傍聴席を配置すべきだと思う。

#### 磁気ループシステム

専用のマイクで話した声を磁気に変換し、専用の受信器又は対応する補聴器で受信することにより、音が聞き取りやすくなるシステム

#### (参考) 実施状況

第2回定例会の各委員会から、(別紙)レイアウト図のとおり、変更した。

一般傍聴席の変更内容は、次のとおりである。

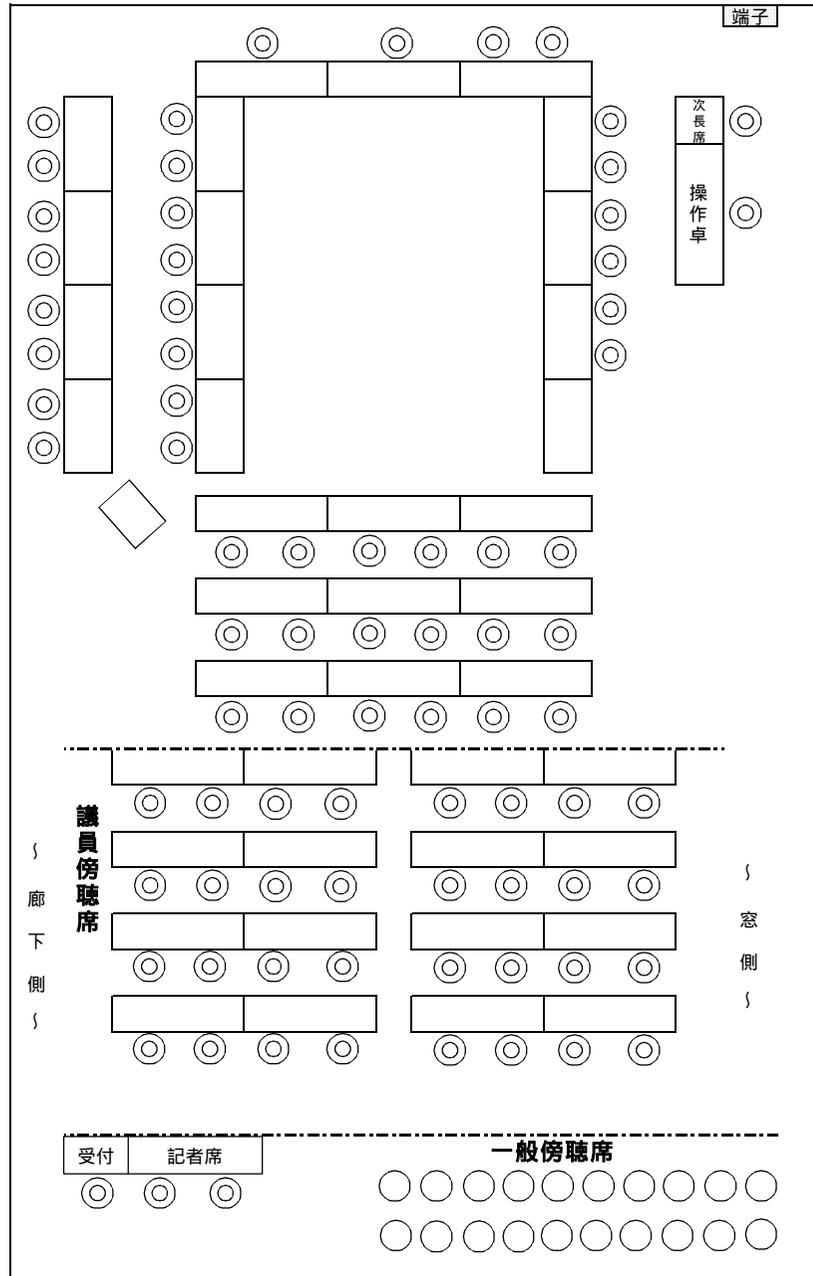
椅子の前後左右に空間をつくり、前から7人・6人・7人の3列とする。

出入りがしやすく、前後の圧迫感を解消するため、前列の人の真後ろにならないように、若干横にずらして(互い違いにして)配置する。

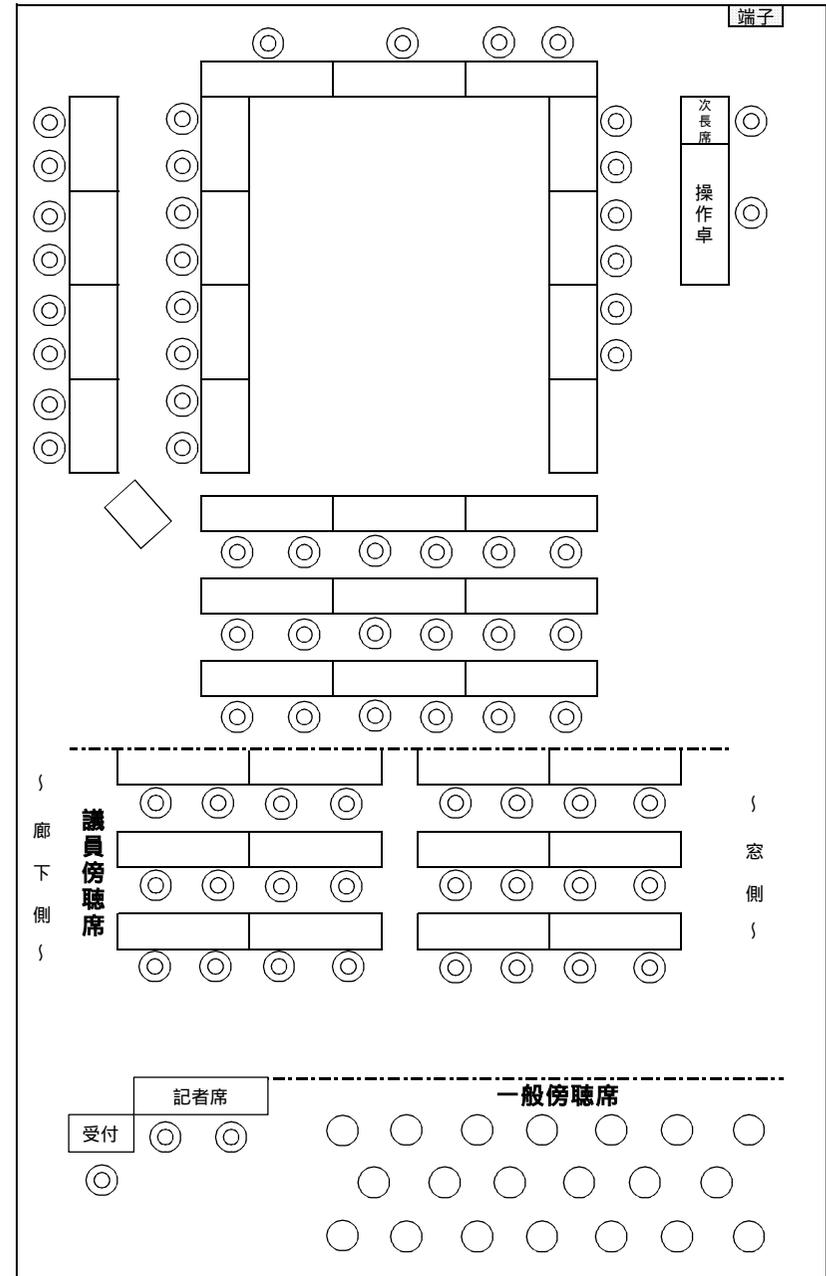
傍聴受付は、出入口との位置関係を考慮し、現状とほぼ同じ場所に配置する。

# 委員会における一般傍聴のあり方

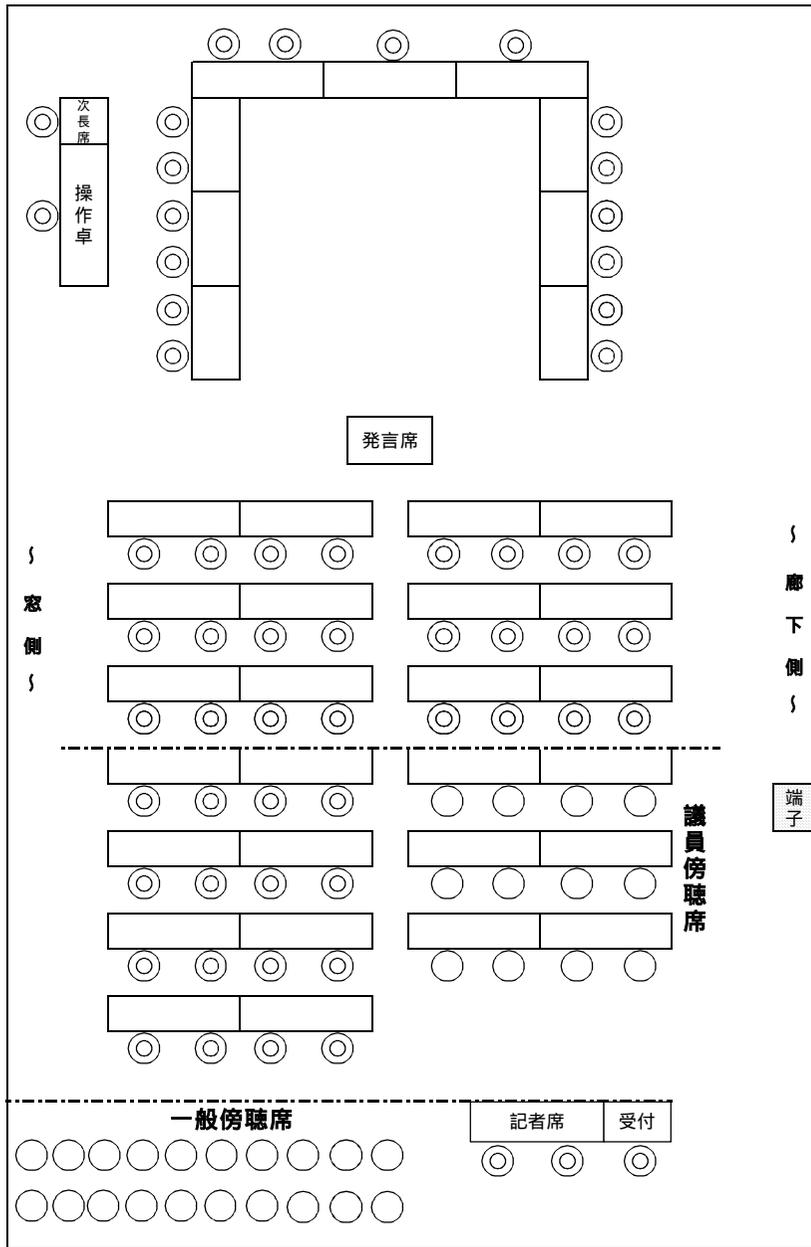
## 第1委員会室 レイアウト図（現在）



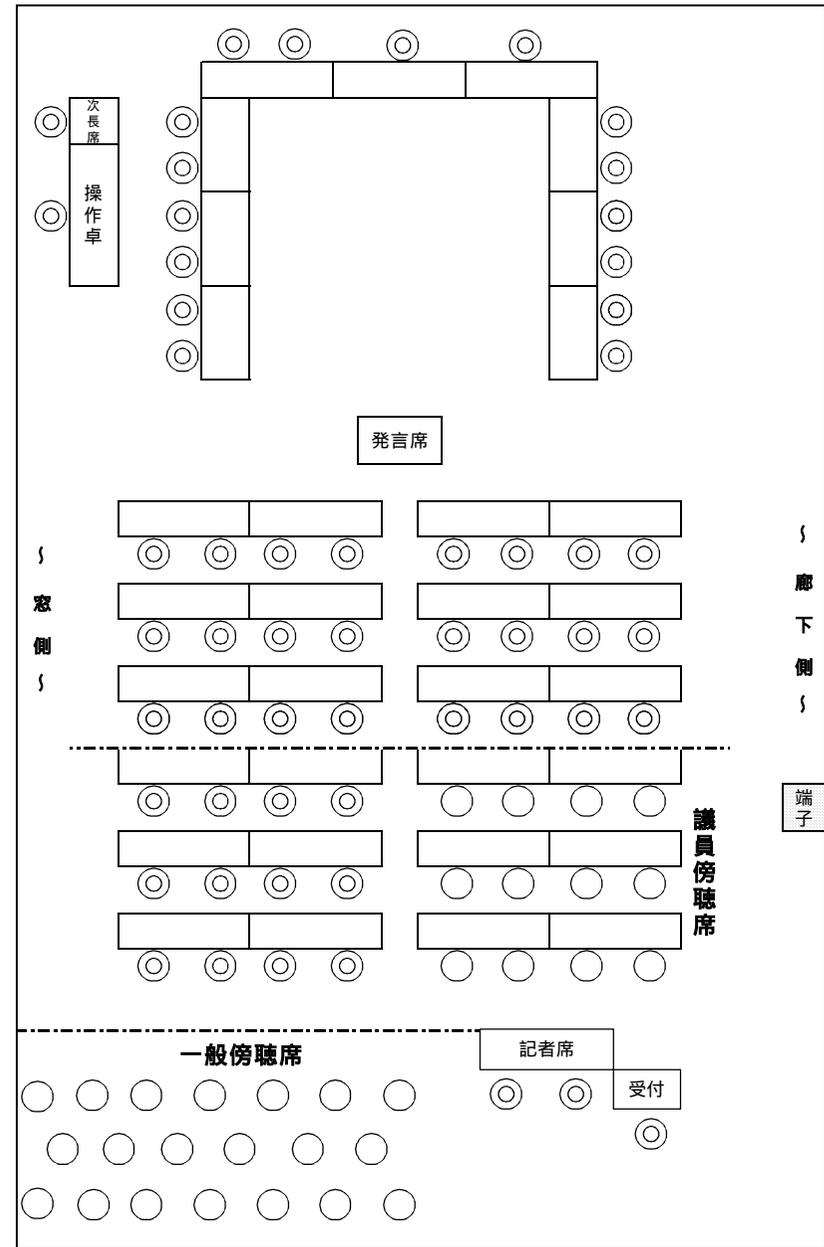
## 第1委員会室 レイアウト図（変更案）



第2委員会室 レイアウト図（現在）  
（特別委員会の場合）



第2委員会室 レイアウト図（変更案）  
（特別委員会の場合）



## 早期課題5

### 「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正

#### 1 検討趣旨

議会活動の活性化を図るため、政策立案機関としての機能強化の一環として、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」について、議会が関係人、参考人等の出頭を求めたときの日当等の額を見直し、専門的知見のより一層の活用を図る。

#### 2 検討結果

- (1) 現行の条例は、区議会のほか、選挙管理委員会、監査委員が関係人の出頭を求めたときにも適用されるため、区議会単独で運用できるよう、区議会に係る規定を独立させる。
- (2) 23区中、費用弁償の種類が「日当」のみとなっているのは、本区のみである。他区と同様、具体的種類として、日当に加え、鉄道賃、宿泊料などについても明確に定める必要がある。
- (3) 日当等のほかに、謝礼等を加えることとし、基準額は日当等については副区長並みとし、謝礼等については「墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて定める。

#### 【主な意見】

- ・ 「墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」と同程度の謝礼金等に加えて、「国家公務員の旅費に関する法律」で定める副区長並みの日当、宿泊料、食卓料などの基準に合わせた、議会単独の新設条例をつくるべきである。
- ・ 謝礼金の基準額が2万円程度というのは、一般的に民間としては少し低い金額なので、そこは配慮しつつも、やはり墨田区議会の権威として呼ぶからには実りある議論をするように議員も努力していく必要がある。

#### (参考) 実施状況

「墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例（別紙）を、平成28年第3回定例会に議員提出議案として提出し、可決された。

(別紙)

議員提出議案第7号

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月29日

墨田区議会議長

坂下 修 様

提出者	墨田区議会議員	沖山 仁
	同	中沢 えみり
	同	佐藤 篤
	同	松本 ひさし
	同	加納 進
	同	高橋 正利
	同	高柳 東彦
	同	田中 哲
	同	あべ きみこ

墨田区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償等に関する条例

(通則)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条の規定に基づき、次の各号のいずれかに掲げる理由により出頭し、又は参加した者に対する費用弁償等は、この条例の定めるところによる。

- (1) 議会が、調査のため選挙人その他関係人の出頭を求めたとき。
- (2) 議会が、会議において、公聴会を開くため利害関係を有する者若しくは学識経験を有する者等の参加を求め、又は調査若しくは審査のため参考人の出頭を求めたとき。

(費用弁償)

第2条 前条の規定により出頭し、又は参加した者に対しては、費用弁償として旅費を支給する。ただし、区に勤務する職員で、その者の職務に関して出頭し、又は参加したものには、支給しない。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の適用を受ける職員の例による。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。

（謝礼金）

第3条 第1条の規定により出頭し、又は参加した者に対しては、前条に定めるもののほか、謝礼金を支給することができる。

2 前項の謝礼金の額及び支給方法は、議長が別に定める。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会活動の活性化を図るため、政策立案機関としての機能を強化する一環として、議会が出頭を求めた関係人、参考人等に対する費用弁償等について、議会単独で運用できるよう、議会に係る規定を独立させた条例を制定する必要がある。

## タブレット端末の配布（ペーパーレス化）

### 1 検討趣旨

議会活動の活性化を図るため、効果的で効率的な議会運営の一環として、タブレット端末を配布し、ペーパーレス化を推進する。

### 2 検討結果

全議員へのタブレット端末の配布は見送ることとし、区議会事務局で対応可能なペーパーレス化については、順次対応する。

#### 【主な意見】

- ・ 現時点で直ちに公費で全議員にタブレット端末を配布して、ペーパーレス化を進めていくというのは難しい。できるところから、可能な限りペーパーレス化を進めていきたい。
- ・ タブレットという道具の性質上、全額公費で導入するのであれば、庁舎内では使えないが、外に持ち出してこそ利用価値があるものだと思う。そうした場合は、政治活動との線引きが難しくなる。導入するのであれば、2分の1を政務活動費、残りは私費で購入するべきである。
- ・ 全ての資料を電子化してもらいたい。
- ・ いわゆるデータバンクのようなクラウドを設定して、それを全議員が活用できるようにするのはいいことだと思う。
- ・ 「ここまでには、これをやろう」といったタブレット端末への移行期間を見定めた上で準備をしていくのがよいのではないか。

#### （参考）実施状況

区議会事務局で現状対応可能なペーパーレス化（各種通知のメールによる発送）について、次のとおり基準を定めて、平成28年10月3日から実施している。

#### 【実施基準】

原則として、次に掲げるすべての基準に該当する各種通知について、メールにより発送する。

- (1) 区議会事務局が作成し、発送するもの
- (2) 全議員を対象とするもの
- (3) 添付する紙文書がないもの

#### 対象文書（例）

##### 開会通知

- ・ 本会議を除く会議体の開会通知など

##### その他の通知等

- ・ 議員報酬に関する通知
- ・ 議員連盟、議員研修会、区政懇談会などの開催通知
- ・ 訃報など

## 区議会ホームページの充実

### 1 検討趣旨

開かれた区議会とするため、区民への情報発信拡大の一環として、区議会ホームページの充実を図る。

### 2 検討結果

区議会ホームページは適宜改善を図ることとし、その内容については区議会広報委員会で議論する。

#### 【主な意見】

- ・ 現在のホームページに掲載されている議員名簿に、希望する議員の個人メールアドレスを掲載してもらいたい。
- ・ 議会を身近に感じてもらえるように、中学生向けの区議会の紹介ページがあるとよい。
- ・ 議会の用語集も掲載してもらいたい。
- ・ ホームページや区報、その他の広報媒体も含めて、広報全般をどのように実施していくか、広報委員会で話してもらいたい。
- ・ 広報委員会での検討に当たっては、本委員会を特別委員会としていたり、少数会派にも参加してもらったりしている議会も増えているので、そのことも視野に入れてもらいたい。

#### (参考) 実施状況

区議会ホームページの充実の一環として、中学生向けの区議会紹介ページ「わたしたちと区議会」及び「議会用語集」を平成28年10月20日から掲載している。

また、「議員名簿への個人メールアドレス掲載」については、セキュリティ対策が整い次第、実施する。

## 議会報告会の実施

### 1 検討趣旨

開かれた区議会とするため、区民への情報発信拡大の一環として、議会報告会の実施を検討する。

### 2 検討結果

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。

#### 【主な意見】

- ・ 例えば出前議会のように、議論をできるだけ多くの区民に見てもらおう努力が大事で、休日、夜間の実施など積極的なアプローチは大事なことではないか。ただ、もう少し情報収集、調査研究を要する。
- ・ 議会報告会を何件か見たが、やはり試行錯誤している中でなかなかうまくいっていない部分もある。方向性としては、議論していく中での意思決定のプロセスをしっかりと見てもらおう。決まったことを報告するのではなくて、その過程が議会は大事だと思っている。
- ・ 実際に議会で、いろいろな会派のそれぞれの委員の質疑を見たほうがいい。他の自治体を見ると、議会報告会はあまり意味がないと思う。

## 議会モニター制度

### 1 検討趣旨

開かれた区議会とするため、区民ニーズの把握の一環として、議会モニター制度について検討する。

### 2 検討結果

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。

#### 【主な意見】

- ・ 議会モニター制度にこだわらず、出前議会や休日、夜間に議会を開くことなども含めて、区民への情報発信、区民ニーズの把握という項目で議会基本条例の検討の中で話し合っていくべき課題である。
- ・ 誰かを選んでモニターになってもらうというよりは、区民の皆さんが議会のモニターであってほしいと思う。
- ・ やり方によっては、選ばれた人が特定の支持者で偏ってしまい、あまり意味がなくなってしまうこともある。

## 長期課題4

### 議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化

#### 1 検討趣旨

議会活動の活性化を図るため、議会の審査・調査機能の充実・強化及び監視機関としての機能強化を図る。

#### 2 検討結果

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。その中で、個別・具体的な課題について、小委員会あるいは分科会で検討するものを整理していく。

##### 【主な意見】

- ・ 議会基本条例の検討の中で、具体的な手法については小委員会あるいは分科会で制度設計し、議論を積み上げて結論を出すべき課題である。
- ・ 議員相互間の自由討議の拡大や一問一答方式などについては、特別委員会という公式の場ではなくて、ざっくばらんに議論できる場で、率直に議論したらいいのではないか。
- ・ 通年議会については、採用事例を調べてメリット、デメリットをまとめてもらいたい。
- ・ 一問一答方式はいいと思うが、時間制限など、やり方を決める必要がある。
- ・ 議会の大きな役割は予算を審議し、税金の使い方を監視することであるから、予算・決算特別委員会を常任委員会にすることも検討してもらいたい。

## 議会図書室のあり方

### 1 検討趣旨

議会活動の活性化を図るため、政策立案機関としての機能強化の一環として、議会図書室のあり方を検討する。

### 2 検討結果

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。

#### 【主な意見】

- ・ 議会図書室にインターネット環境を整備して、法令や判例、過去の新聞記事など、外部のデータベースや全国の自治体の各種施策事業が議会図書室で閲覧できるようにしてもらいたい。
- ・ 墨田区の歴史や過去の議事録、文献を電子化してもらえれば、図書室に行かなくても調べられるので、図書室の機能を電子化するべき。
- ・ 鳥取県議会図書室と県立図書館との連携の例などを参考に、区立図書館との連携を強化して、議会に関する最新の参考資料を提供してもらうような取組を行ってほしい。

## **(仮称) 議会基本条例の制定**

### **1 検討趣旨**

区民に対してより開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るため、議会及び議員の活動規範や基本ルール等を定めた(仮称)議会基本条例を制定する。

### **2 検討結果**

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。

#### **【議会基本条例の主な論点】**

- ・ 最高規範性については、議会基本条例を最高規範として制定しても、議会運営における最高規範として限定されること。
- ・ 議会における附属機関の設置については、自治法上に根拠規定がないことから、専門的知見の活用の範囲内での対応が考えられること。
- ・ 議会審議の活性化が不可欠との考えから、反問権の行使及び議員間討議を積極的に行うことが考えられること。
- ・ 議会は住民代表機関として、民意を十分にくみ取る努力をしなければならず、その手法としては、住民への情報提供の強化、参考人、公聴人、専門的知見の活用、住民との意見交換等が考えられること。

#### **【議会基本条例制定の留意点】**

- ・ なぜ議会基本条例を制定するのか、基本から考えたうえで制定作業に着手しなければならない。
- ・ 条例案文を作成するにおいて、他の自治体のいいところ取りはやめる。

## (仮称) 議会改革特別委員会の設置

### 1 検討趣旨

議会基本条例の制定に向けて、(仮称) 議会改革特別委員会を設置するに当たり、議題の整理等を行う場として、同委員会の中に運営協議会や分科会を設置する。

### 2 検討結果

- ・ 「運営協議会方式」を採用し、同協議会において議題や議事を整理したうえで特別委員会の中で話し合うこととする。
- ・ 「分科会方式」については、特別委員会における議論が始まってから、必要があれば検討する。
- ・ 特別委員会の委員数は、全議員の半数となる 16 人を上限とする。
- ・ 一人会派の委員割振りは、1 人ないし 2 人とする。なお、委員外の議員は、「委員外議員の発言」(会議規則第 66 条)の制度を運用し、必要に応じてオブザーバーとして参加してもらうことも考えられる。

#### 【主な意見】

- ・ 毎回の委員会資料や条例案文の作成は、できる限り議員自らがやらなければ意味がなく、事務局の負担を減らすことも考えなくてはいけない。
- ・ 事務局の法務機能の充実も重要である。
- ・ 特別委員会の構成は、予算・決算特別委員会と同様に、会派人数の按分による比例代表制で決めることが、正しい民意を反映することになるのではないか。
- ・ 一人会派から提案のあった会議ごとに委員が交代する、いわゆる委員の差替えについては、現在の墨田区議会の規定上、困難である。

## その他課題 1

### 効果的で効率的な議会運営

#### 1 検討趣旨

議会活動の活性化を図るため、効果的で効率的な議会運営を行う。

#### 2 検討結果

今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。

##### 【主な意見】

- ・ 政策形成過程に関する資料提出、説明の義務化等については、議会基本条例を制定している多くの議会で、条文に盛り込まれており、議会基本条例の中で検討する内容である。
- ・ 関連する課題として、提案理由説明の簡略化、全員協議会の常設化がある。
- ・ 提案理由の説明の簡略化については、本会議場や委員会室へのモニターの設置など、ハード整備も必要となる可能性もある。
- ・ 議案については、各派交渉会、議会運営委員会、正副常任委員長会の計3回も説明されているが、かなり非効率的なやり方ではないか。全員協議会など、別の会議体でまとめて説明してもらうことで効率化が図られるのではないか。
- ・ 全員協議会は、まとまらなくなる可能性もあり、慎重に検討した方が良い。

## その他課題2

### その他の課題

#### 1 検討趣旨

議会改革に関するその他の課題についても、これまでの検討課題と併せて検討していく必要がある。

#### 2 検討結果

- ・ 議会棟の管理については、各派交渉会等で議論すべき課題である。
- ・ 地方自治法に基づく会議体の設置、議員政治倫理条例の制定については、今後、議会基本条例の制定に向けて、特別委員会を設置し議論する。
- ・ 議長選挙の実施、議員報酬については、意見を取りまとめることが困難であるため、引き続き検討課題とする。

#### 【主な意見】

- ・ 議会棟の管理、例えばバリアフリー化や議員控室の配置基準などに関しては、各派交渉会や各派代表者会で検討すべきである。
- ・ 法に基づく会議体の設置は、どういう会議を位置付けるか、会議の公開が前提となるため議会基本条例に盛り込むべきかなど、特別委員会で検討すべきである。
- ・ 政治倫理条例は、議会基本条例の条文として政治倫理の項目を設定し細かいことは別に定めるのか、議会基本条例に盛り込むだけで済みますのか、何らかの対応が必要である。
- ・ 議長選挙の実施は、立候補制、投票など、開かれた場で区民にわかりやすい形でやっていくのが良い。
- ・ 議会基本条例は議会運営について運用するものであり、議員報酬は別にした方が良い。
- ・ 会議の議事録をなるべく早く公開してもらいたい。